

利用料金のご案内

みづま敬和苑 特養本館 (1ヵ月(30日)あたり)

(1割負担者)

R6.6月改正

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 (日額)	670	740	815	886	955
個別機能訓練加算 (日額)	12	12	12	12	12
日常生活継続支援加算 (日額)	46	46	46	46	46
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6	6	6	6
夜間職員配置加算Ⅳ (日額)	33	33	33	33	33
看護体制加算(Ⅰ) (日額)	6	6	6	6	6
看護体制加算(Ⅱ) (日額)	13	13	13	13	13
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(月額)	40	40	40	40	40
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月額)	50	50	50	50	50
介護保険1割負担合計 30日分 (介護職員等処遇改善加算(14%) [#])	26,722	29,116	31,681	34,109	36,469
居住費 (2,006/日)	60,180	60,180	60,180	60,180	60,180
食事費 (1,445/日)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
月額合計	130,252	132,646	135,211	137,639	139,999

※その他、①該当される利用者には「初期加算費」として「日額30円」、30日間(ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数)別途必要となります。

②入所時に1回限り安全対策体制加算として20円が必要になります。

③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食6円」、「月額(30日)540円」が別途必要になります

④日常生活継続支援加算又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のうち一つを算定させていただきます。月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。

⑤科学的介護推進体制加算は(Ⅰ)か(Ⅱ)どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は(Ⅰ)を算定した場合の合計を表示しています。

利用者負担の軽減(負担軽減措置) (市町村民税世帯非課税や預金額の条件あり)	
第1段階	生活保護受給者等
第2段階	年間所得が80万円以下
第3段階①	2段階に該当しない方で年間収入120万円以内の方
第3段階②	2段階に該当しない方で年間収入120万円を超える方

	居住費	食事費
第2段階	820円 (月額24600円)	390円 (月額11700円)
第3段階①	1310円 (月額39300円)	650円 (月額19500円)
第3段階②	1310円 (月額39300円)	1360円 (月額40800円)

負担軽減を受けた場合の月額合計(特別養護老人ホーム)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第2段階	63,022	65,416	67,981	70,409	72,769
第3段階①	85,522	87,916	90,481	92,909	95,269
第3段階②	106,822	109,216	111,781	114,209	116,569

(2割負担者)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 (日額)	1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
個別機能訓練加算 (日額)	24	24	24	24	24
日常生活継続支援加算 (日額)	92	92	92	92	92
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	44	44	44	44
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36	36	36	36	36
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	12	12	12	12
夜間職員配置加算Ⅳ (日額)	66	66	66	66	66
看護体制加算(Ⅰ) (日額)	12	12	12	12	12
看護体制加算(Ⅱ) (日額)	26	26	26	26	26
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(月額)	80	80	80	80	80
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月額)	100	100	100	100	100
介護保険2割負担 合計 30日分 (介護職員等処遇改善加算(14%))	53,443	58,231	63,361	68,218	72,937
居住費 (2,006/日)	60,180	60,180	60,180	60,180	60,180
食事費 (1,445/日)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
月額合計	156,973	161,761	166,891	171,748	176,467

※その他、①該当される利用者には「初期加算費」として「日額60円」、30日間(ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数)別途必要となります。

②入所時に1回限り安全対策体制加算として40円が必要になります。

③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食12円」、「月額(30日)1080円」が別途必要になります

④日常生活継続支援加算又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のうち一つを算定させていただきます。月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。

⑤科学的介護推進体制加算は(Ⅰ)か(Ⅱ)どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は(Ⅰ)を算定した場合の合計を表示しています。

(3割負担者)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 (日額)	2,010	2,220	2,445	2,658	2,865
個別機能訓練加算 (日額)	36	36	36	36	36
日常生活継続支援加算 (日額)	138	138	138	138	138
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66	66	66	66	66
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54	54	54	54	54
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	18	18	18	18	18
夜間職員配置加算Ⅳ (日額)	99	99	99	99	99
看護体制加算(Ⅰ) (日額)	18	18	18	18	18
看護体制加算(Ⅱ) (日額)	39	39	39	39	39
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(月額)	120	120	120	120	120
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月額)	150	150	150	150	150
介護保険3割負担 合計 30日分 (介護職員等処遇改善加算(14%))	80,165	87,347	95,042	102,326	109,406
居住費 (2,006/日)	60,180	60,180	60,180	60,180	60,180
食事費 (1,445/日)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
月額合計	183,695	190,877	198,572	205,856	212,936

※その他、①該当される利用者には「初期加算費」として「日額90円」、30日間(ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数)別途必要となります。

②入所時に1回限り安全対策体制加算として60円が必要になります。

③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食18円」、「月額(30日)1620円」が別途必要になります

④日常生活継続支援加算又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のうち一つを算定させていただきます。月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。

⑤科学的介護推進体制加算は(Ⅰ)か(Ⅱ)どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は(Ⅰ)を算定した場合の合計を表示しています。